

別記様式第5号（第10条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 高崎市倉賀野町3250番地7

氏名 株式会社 環境システムズ

代表取締役 塚田 敏則

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業を許可する。

平成25年 7月31日

太田市長 清水 聖義



許 可 番 号	36
氏 名 又 は 名 称	株式会社 環境システムズ
住所及び代表者氏名	高崎市倉賀野町3250番地7 代表取締役 塚田 敏則
営 業 所 の 所 在 地	高崎市倉賀野町3250番地7
一 般 廃 棄 物 の 種 別	ご み
新 規 又 は 更 新 の 区 分	更 新
許 可 の 有 効 期 間	平成25年 8月 1日 から 平成27年 7月31日 まで
許 可 の 条 件	<ul style="list-style-type: none">・関係法令及び太田市条例・規則を遵守すること。・業の区分については収集、運搬（積替え及び保管を除く）に限る。・可燃ごみについては太田市清掃センターへ搬入すること。・不燃ごみ、粗大ごみについては太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザへ搬入すること。